

# 日野市パートナーシップ制度 利用手引き (案)

# 目次

	ページ
1. 証明書等交付までの手続きの流れ	1
2. 対象者	2
3. 宣誓に必要なもの	2
4. 交付書類	4
5. 宣誓後の各種手続きについて	5
6. 宣誓証明の取り消しについて	6
7. Q&A	7

## 日野市パートナーシップ制度とは

お互いをパートナー(人生をともに歩む伴侶)とし、お互いの人権を尊重し、協力しあうことを約した一方または双方が多様な性の当事者(※)である2人が、市長に対しその関係を宣誓し、その内容が要件を満たしていると確認されたときに、日野市パートナーシップ宣誓証明書及び日野市パートナーシップ宣誓証明カード(以下、「証明書等」といいます)を交付する制度です。

※一般的に「性的マイノリティ」や「LGBT」等といわれる当事者の方々について、「多様な性の当事者」という語句を用いて表現しています。

# 1. 証明書等交付までの手続きの流れ

## (1) 対象要件・必要書類の確認など

平和と人権課に、事前にお電話等でご連絡いただき、対象要件、必要書類をご確認いただけます。また、窓口での宣誓をご希望の場合は、宣誓日の10日前までにご連絡いただき、日程等を調整し、ご予約ください。

⇒対象者の要件・必要書類は2ページ参照

<連絡先> 日野市企画部平和と人権課  
\*平日8:30~17:15(年末年始除く)  
電話 042-584-2733  
メール danjyo@city.hino.lg.jp  
ファックス 042-584-2748

## (2) 宣誓(必要書類等の提出)

窓口もしくはご郵送で必要書類と、宣誓書をご提出いただけます。

【窓 口】\*事前予約制(上記(1)で宣誓日の調整、ご予約が必要です。)

平和と人権課、市民窓口課、七生支所

【郵送先】

〒191-0062 日野市多摩平2-9 多摩平の森ふれあい館2F平和と人権課

## (3) 証明書等の交付

証明書等は、宣誓日から10日程度で郵送いたします。

一方または双方が  
日野市に在住している場合

有効期限のない証明書等を  
交付します。

双方が3か月以内に  
日野市に転入予定の場合

6か月間の有効期限付きの  
証明書等を交付します。

宣誓日から3か月以内に日野市へ転入し、  
証明書等の有効期日以内に変更届を提出  
いただくと、有効期限のない証明書等を  
交付いたします。

⇒5ページの変更届参照

## 2.対象者

次の①～⑥の項目すべてに該当する方を対象とします。

- ①パートナーシップにあること。
- ②満18歳に達していること。
- ③双方に配偶者がいないこと、及び双方に相手方以外に婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、パートナー、交際相手がいないこと。
- ④民法第734条(近親者間の婚姻の禁止)、735条(直系姻族間の婚姻の禁止)、第736条(養親子等の間での婚姻の禁止)に規定する婚姻をすることができない関係にないこと。ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。
- ⑤次のいずれかに該当すること。
  - ア.双方が、市内に住所を有する。
  - イ.一方が、市内に住所を有する。
  - ウ.双方が、宣誓日から3か月以内に市内に転入を予定している。
- ⑥一方又は双方が、多様な性の当事者であること。

## 3. 宣誓に必要なもの

### (1)必要書類

#### 必要書類

##### □ 日野市パートナーシップ宣誓書

\*平和と人権課窓口で配布しています。また、日野市ホームページからもダウンロードできます。  
[日野市ホームページURL](#)～

##### □ 住民票

\*宣誓日にお住いの住所地のもので、宣誓日から3か月以内の交付日のものをご提出ください。  
なお、日野市に住民登録がある方は提出不要です。

##### □ 戸籍個人事項証明書又は独身証明書

\*日本国籍の方はどちらか一方が必要です。日本国籍を有しない方は、現に婚姻していないことを証する書類とその翻訳が必要です。

##### □ 本人確認書類

\* (2) 本人確認書類の表よりご確認ください。→[3ページを参照](#)

##### □ 通称名(※)を使用される場合、その通称名を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類(郵送物の宛名、社員証など)

※通称名とは、戸籍上の氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいいます。  
通称名で宣誓された場合は、証明書等の表面の氏名欄に通称名が表記され、裏面に戸籍上の氏名が表記されます。→[4ページを参照](#)

## (2)本人確認書類

「氏名及び住所」または「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

### 1枚の提示で足りるもの（例）

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 運転免許証</li><li><input type="checkbox"/> マイナンバーカード</li><li><input type="checkbox"/> 旅券（パスポート）</li><li><input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（顔写真付き）</li><li><input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書（顔写真付き）</li><li><input type="checkbox"/> 在留カード</li><li><input type="checkbox"/> 特別永住者証明書、</li><li><input type="checkbox"/> 船員手帳</li><li><input type="checkbox"/> 海技免状</li><li><input type="checkbox"/> 小型船舶操縦免許証</li><li><input type="checkbox"/> 猟銃・空気銃所持許可証</li><li><input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳</li><li><input type="checkbox"/> 宅地建物取引士証</li><li><input type="checkbox"/> 電気工事士免状</li><li><input type="checkbox"/> 無線従事者免許証</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 認定電気工事従事者認定証</li><li><input type="checkbox"/> 特種電気工事資格者認定証</li><li><input type="checkbox"/> 耐空検査員の証</li><li><input type="checkbox"/> 航空従事者技能証明書</li><li><input type="checkbox"/> 運航管理者技能検定合格証明書</li><li><input type="checkbox"/> 動力車操縦者運転免許証</li><li><input type="checkbox"/> 教習資格認定証</li><li><input type="checkbox"/> 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書</li><li><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳</li><li><input type="checkbox"/> 療育手帳</li><li><input type="checkbox"/> 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。）</li></ul> |
|--|--|

### 2枚の提示で足りるもの（例）

Aグループ **\*Aグループの書類2点で確認します。**

- 国民健康保険・健康保険・船員保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者証
- 共済組合員証
- 年金手帳
- 国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金・又は恩給の証書
- 住民基本台帳カード（顔写真無し）
- 戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
- 生活保護受給者証

Bグループ **\*上記Aグループの書類と組み合わせて2点確認します。Bグループの書類2点では本人確認できませんのでご注意ください。**

- 法人が発行した身分証明書（顔写真付き）
- 学生証（顔写真付き）
- 高齢受給者証・限度額認定証などの各種医療証
- 国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書（顔写真付き）



## 5. 宣誓後の各種手続きについて

### (1)再交付届

証明書等を紛失、き損、汚損などにより再交付を希望する場合に必要な手続きです。

#### 必要書類

□ 日野市パートナーシップ宣誓証明書等再交付届

\*日野市ホームページからダウンロードできます。

URL~

□ き損・汚損した証明書等 \*紛失の場合を除き、ご提出ください。

### (2)変更届

証明書等の記載事項に変更があった場合に必要な手続きです。通称名を記載していなかった方が、新たに証明書等に通称名の記載を希望する場合もご提出ください。変更する内容により必要書類がことなります。変更届を審査後、変更後の内容の証明書等を交付します。

変更する内容	必要書類
戸籍上の氏名の変更	<p>□ 日野市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届 *日野市ホームページからダウンロードできます。 URL~</p> <p>□ 戸籍個人事項証明書又は独身証明書 *氏名変更後のもので、変更届提出時から3か月以内の交付日のものをご提出ください。</p>
通称名を変更する場合、新たに設定する場合	<p>□ 日野市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届 *日野市ホームページからダウンロードできます。 URL~</p> <p>□ 社会生活上日常的に使用していることが分かるもの *郵便物の宛名、社員証など</p>
双方が転入予定で宣誓した方が宣誓日から3か月以内に日野市に転入した場合	<p>□ 日野市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届 *日野市ホームページからダウンロードできます。 URL~</p> <p>□ お手持ちの証明書類 *証明書等の有効期限内に提出してください。書類審査後、有効期日のない証明書を新たに交付します。</p>

### (3)返還届

次の①~④のいずれかに該当する場合に必要な手続きです。

①双方が日野市外に転出する場合

②パートナーシップを解消する場合

③いずれか一方が死亡した場合

④その他(6ページの「6.宣誓証明の取り消し」に該当する場合など)

→必要書類は6ページ参照

## 必要書類

### □ 日野市パートナーシップ宣誓証明書等再返還届

\*日野市ホームページからダウンロードできます。

URL~

### □ 日野市パートナーシップ制度宣誓証明書、日野市パートナーシップ制度宣誓証明カード

\*紛失の場合を除き、ご提出ください。

## 6. 宣誓証明の取り消しについて

次の該当する場合は、宣誓証明を取り消します。

(1) 偽りその他不正の手段により、証明書等の交付を受けたとき。

(2) 証明書等を改ざんし、又は不正に使用したとき。

※なお、宣誓証明が取り消された場合、市が通知する期日内に証明書等の返還がない場合は、日野市ホームページで証明書等の交付番号を公表します。



## 7. Q&A

### Q1. 婚姻制度とパートナーシップ宣誓制度の違いは何ですか。

結婚は法律に基づくものですが、パートナーシップ制度は日野市の条例に基づくもので法的効力はありません。

### Q2. 戸籍や住民票への影響はありますか。

戸籍や住民票の表記には変更ありません。

### Q3. 各種手続きにおいて、プライバシーは守られますか。

手続きは、窓口及び郵送で対応します。ご郵送の場合は、書留を推奨しています。

また、窓口でお手続きされる場合は、必ず平和と人権課に事前予約をしていただきます。

平和と人権課の連絡先は2ページをご覧ください。

なお、個室での対応をご希望の場合、平和と人権課の窓口で個室をご用意できますので、事前予約時にお申し出ください。

### Q4. 宣誓するのに お金はかかりますか。

証明書等の交付にはお金はかかりません。

ただし、届出の際に必要な戸籍などの書類を取得する際には、発行手数料がかかります。

### Q5. 郵送による宣誓は可能ですか。

郵送での宣誓は可能です。詳細は1ページをご覧ください。

### Q6. 転入予定 の場合でも申請できますか。

片方の方が日野市内に住所を有する場合、もしくは、双方が3か月以内に日野市に転入予定の場合、申請可能です。

双方が日野市に3か月以内に転入予定で宣誓された場合は、宣誓日から6か月を有効期限とした証明書等を交付いたします。この場合、証明書等に記載されている有効期限内に変更届をご提出いただくと、改めて有効期限のない証明書等を交付いたします。

変更届の手続きは5ページをご覧ください。

Q7. 通称名 での宣誓はできますか。

可能です。通称名で宣誓された場合は、証明書等の表面の氏名欄に通称名が表記され、裏面に戸籍上の氏名が表記されます。宣誓時の必要書類は2ページをご覧ください。  
また、宣誓後に新たに通称名を使用する場合、通称名を変更する場合は5ページをご覧ください。

Q8. 証明書等はすぐもらえますか。

宣誓書等の受理後、10日程度で証明書等をご郵送いたします。

Q9. 証明書等は再発行できますか。

紛失、毀損などの場合に、再交付届等をご提出いただくと、再発行が可能です。  
再交付の手続きについては、5ページをご覧ください。

本人の了解解を得ずにその方が公にしている性自認 や  
性的指向を第三者に伝えてしまうこと をアウトティング と言  
います。

アウトティングは重大な人権侵害です。

本人の同意なくアウトティングすることがないように、ご注意く  
ださい。

## 日野市パートナーシップ制度利用手引き

発行年月 令和5年〇月

発 行 日野市企画部平和と人権課

東京都日野市多摩平2-9

多摩平の森ふれあい館2F

電話042-584-2733（直通）